

大田市健康アプリ導入・運用保守業務委託に関する質問と回答

番号	質問箇所	内容	回答
1	<p>仕様書 2(1)アプリ要件イ</p> <p>歩数計測機能は、本アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ(例: Google Fit など)をインストールする必要がないこと</p>	<p>Android 端末における歩数計測について、端末の機種、OS バージョン、歩数センサーの有無、省電力設定、権限設定等により、アプリ単体での歩数取得可否や取得精度に差異が生じる可能性があります。</p> <p>本要件は、Google Fit 等のサードパーティ製アプリを利用者が別途インストールする必要がないことを求める趣旨であり、AndroidOS 標準機能、端末内蔵センサー、必要な権限許可等を利用した歩数計測は許容される、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、すべての Android 端末でアプリ単体による歩数取得を保証することは困難であるため、普及率の高い主要端末・主要 OS バージョンを対象として対応し、端末仕様等により取得が困難な場合は対象外または制限事項として取り扱うことは可能でしょうか。</p>	<p>歩数計測機能は、本アプリ単体で完結することが要件であり、アプリ間での連携に許可が必要な場合はアプリ単体で完結しているとみなすことはできません。</p>
2	<p>仕様書 2(4)ウ</p> <p>操作説明会 操作に不安を感じる方への対面講座を 4 回程度実施すること。 また事業者向け説明会も 2 回程度実施を想定すること。 なお、実施箇所は市と協議のうえ、まちづくりセンター等の公共施設を活用できる。</p>	<p>操作説明会 4 回程度、事業者向け説明会 2 回程度と記載されていますが、ここでいう「回」とは、開催日数を指すものでしょうか。それとも、同一日に複数回実施する場合を含む開催枠数を指すものでしょうか。</p> <p>また、説明会については、運用期間中に定期的に分散して実施するのではなく、例えば運用開始前後などに一定の説明会期間を設定し、その期間内で操作説明会および事業者向け説明会をまとめて実施する方法も可能でしょうか。</p> <p>あわせて、説明会の開催にあたり、会場確保、参加者募集、受付対応、当日の運営補助、資料印刷等について、市と受託者の役割分担をご教示ください。</p>	<p>同一日に複数回実施する場合を含む開催枠数を指します。</p> <p>操作説明会と事業者向け説明会を期間内にまとめて実施する方法も可能です。</p> <p>説明会の役割分担については、市が会場確保、参加者募集、資料印刷等実施することとします。受託者には講師役を担っていただくイメージです。詳細な役割分担については、相談させていただきます。</p>

3	<p>仕様書 1(5)イ 利用料 本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。ただし、利用料金の支払いについては、本格稼働後から開始するものとする。</p>	<p>利用料の見積りにあたり、アプリの利用想定人数、登録目標人数、年度ごとの想定利用者数をご教示ください。</p> <p>また、利用者数に応じて月額利用料が変動する料金体系を提示することは可能でしょうか。</p>	<p>アプリ登録者数の目標値は下記のとおりです。 令和 8 年度 250 人 令和 9 年度 500 人 令和 10 年度 1,000 人</p> <p>利用者数に応じて月額利用料が変動する料金体系であっても、提案上限金額内であれば提示可能です。</p>
4	<p>仕様書 2(7)カ アプリストアレビュー対応 アプリストア (App Store、Google Play ストア) に投稿されるレビューを定期的に確認し、適切な対応を行う体制を整備すること。</p>	<p>アプリストアに投稿されるレビューについて、すべてのレビューに個別返信・個別対応を行うことまでは想定せず、定期的に内容を確認し、改善要望や不具合報告等を把握したうえで、必要に応じて今後の改善や回答対応の参考とする運用で差し支えないでしょうか。</p> <p>また、市に関する内容、制度・事業内容に関する内容、個別の問い合わせに該当する内容については、市と協議のうえ対応方針を決定する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>レビュー内容の定期的な確認および改善への活用は必須ですが、単なる把握にとどまらず、ユーザーの利便性向上のため、可能な限り個別の返信・対応を行える体制を期待します。</p> <p>つきましては、本要件に関する提案として、現状のレビュー返信対応の実績・頻度(例:原則〇日以内、返信率〇%など)について、企画提案書に明記してください。</p> <p>市に関する内容についてはお見込みのとおりです。</p>
5	<p>仕様書 2(4)ア アプリの周知 無関心層へのアプリの効果的な広報手法等について発注者へ提案を行い、承認を得たものに関し実施すること。</p>	<p>アプリの周知・利用者募集について、仕様書では「広報手法等について発注者へ提案を行い、承認を得たものに関し実施すること」と記載されていますが、当該業務の実施主体は、市と受託者のどちらを想定されていますでしょうか。</p> <p>具体的には、以下のいずれの想定かご教示ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市が周知・募集の主体となり、受託者は広報手法の提案、デザインデータ作成、アプリ内告知、説明資料作成等の補助業務を行う想定 2. 受託者が周知・募集の主体となり、広報計画の作成、媒体選定、出稿、配布、関係団体への案内、募集管理等まで実施する想定 3. 市と受託者が役割分担のうえ共同で実施する想定 	<p>1. を想定しています。</p>

		<p>また、以下の業務について、市と受託者のどちらが実施・費用負担する想定かをご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙への掲載 ・市ホームページへの掲載 ・市公式 SNS での発信 ・自治会、地域団体、事業者団体等への案内 ・公共施設、まちづくりセンター等での掲示・チラシ配架・チラシ・ポスターの印刷 ・チラシ・ポスターの配送・配布 ・広告出稿、SNS 広告、ポスティング等 ・参加者募集、申込受付、問い合わせ対応 ・説明会への集客 ・関係団体との調整 <p>あわせて、受託者が担う業務は、周知・募集活動の主担当としての実施を想定しているのか、市が行う周知・募集に対する補助業務を想定しているのかをご教示ください。</p>	<p>いずれの業務についても、市が実施、費用負担することを想定していますが、詳細については、市と受託者が協議のうえ実施することとします。</p>
6	<p>仕様書 1(5)委託料 ア 初期費用 システム導入にあたり構築費用(初期費用)が必要な場合は提案書に明記すること。 イ 利用料 本システムの運用・保守費用を含む利用料金の月額費用を記載すること。</p>	<p>仕様書上、委託料として明示されている項目は「初期費用」および「利用料」の2項目ですが、業務内容には、以下のようなシステム導入・運用保守以外の業務も含まれていると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイントの付与 ・電子ポイント等の交換 ・景品等の調達・送付 ・アプリの周知・広報施策の実施 ・チラシ・ポスターデザインデータ作成 ・操作説明会 4 回程度 ・事業者向け説明会 2 回程度 ・アプリ内イベント等の実施 ・効果検証・分析報告 ・問い合わせ対応 	<p>広報チラシや講座にかかる資料等の印刷費については市が負担しますが、それ以外の業務については、提案上限額に含め、費目ごとに見積内訳を分けて提示ください。</p>

		<p>・アプリストアレビュー対応</p> <p>これらの業務に係る人件費、交通費、説明会運営費、広報実施費、印刷費、配布費、広告費、景品・インセンティブ原資、デジタルギフト発行手数料、効果検証・報告書作成費等は、提案上限額 7,000,000 円に含める必要がありますでしょうか。また、含める必要がある場合、費目ごとに見積内訳を分けて提示する形で差し支えないでしょうか。</p>	
7	<p>実施要領 2(4)提案上限額 提案上限額 7,000,000 円 ※インセンティブ 5,000 円を含む。なお、令和 9 年度以降のインセンティブ費用は市と受託者が協議のうえ決定する。</p>	<p>実施要領に記載の「インセンティブ 5,000 円を含む」について、これは 1 人あたりの金額、総額、またはその他の算定単位のいずれを指すものかご教示ください。</p> <p>また、令和 8 年度分のインセンティブ原資、デジタルギフト等の発行手数料、配布管理費、問い合わせ対応費等は、提案上限額 7,000,000 円に含める必要がありますでしょうか。</p> <p>さらに、令和 9 年度以降のインセンティブ費用は市と受託者が協議のうえ決定するとされていますが、令和 9 年度・令和 10 年度分のインセンティブ原資および関連費用は、今回の提案上限額には含まれない理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>500 円×10 人分を想定した総額です。</p> <p>以下、お見込みのとおりです。</p>
8	<p>別紙「機能要件一覧」ウェアラブル端末との連携</p> <p>スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスと連携し、歩数等を連携できること。</p>	<p>別紙「機能要件一覧」において、スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスと連携し、歩数等を連携できることとされています。</p> <p>一方で、仕様書 2(1)イでは、歩数計測機能について「本アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ(例: Google Fit など)をインストールする必要がないこと」とされています。</p> <p>このため、ウェアラブルデバイスとの連携についても、Google Fit、Health Connect、Apple ヘルスケア、各メーカーアプリ等を利用せず、本アプリと直接連携できるウェアラブルデバイスが存在することが必須要件である、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 2(1)イ 歩数計測機能は「本アプリ単体で完結し、利用者が別途サードパーティ製のアプリ(例: Google Fit など)をインストールする必要がないこと」に記載の要件は、質問 1 の回答のとおりです。</p> <p>一方で、スマートウォッチ等のウェアラブルデバイスとの連携においては、Apple ヘルスケア、Google Fit/Health Connect 等を介して、間接的に歩数や健康データ等を取得・連携できる仕様を必須要件とします。各メーカーのウェアラブルデバイスと本アプリを直接接続・連携することまでを求めるものではありません。</p>